

令和7年1月31日

建設工事の事業者様

配置予定技術者の手持ち工事の制限

岡崎市では、平成25年度より建設業法による工事現場の技術者専任対象の案件以外について、手持ち工事の件数等を制限してきました。

令和7年2月1日、建設業法施行令の一部改正により、工事現場の専任対象となる金額が変更となることから、岡崎市の手持ち工事の制限について、下記のとおり変更します。

- 手持ち工事の請負金額の合計が4,500万円以上
(建築一式工事のみの場合は9,000万円以上)
- 手持ち工事の本数が3本
(建築一式工事のみの場合は2本)

- ※1 技術者専任を要しない工事とする。
- ※2 手持ち工事は公共工事を対象とする。
- ※3 請負金額とは当初請負金額を適用し、変更契約後の金額は考慮しない。
また随意契約はすべて手持ち工事の対象外とする。
- ※4 上記の条件をすべて満たした場合、新たな工事の配置予定技術者となる
ことができない。
- ※5 令和7年2月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

【事例①】A技術者の場合

| (発注者) | (工事名) | (業種) | (金額) | (金額累計) |
|-------|-------|------|---------|---------|
| 岡崎市 | 〇〇〇工事 | 土木一式 | 1,000万円 | 1,000万円 |
| 岡崎市 | △△△工事 | とび土工 | 1,500万円 | 2,500万円 |
| 愛知県 | □□□工事 | 舗装 | 2,000万円 | 4,500万円 |

この期間は、

4,500万円以上かつ3本以上であるため、新規の岡崎市発注工事の配置予定技術者となることができない。

【事例②】 B技術者の場合(建築一式のみ)

| (発注者) | (工事名) | (業種) | (金額) | (金額累計) |
|---|-------|------|---------|---------|
| 岡崎市 | 〇〇〇工事 | 建築一式 | 4,500万円 | 4,500万円 |
| | | | | |
| <p>9,000万円以上かつ2本以上であるため、新規の岡崎市発注工事の配置予定技術者となることができない。</p> | | | | |

【事例③】 C技術者の場合

| (発注者) | (工事名) | (業種) | (金額) | (金額累計) |
|---|-------|------|---------|----------|
| 愛知県 | 〇〇〇工事 | 建築一式 | 5,000万円 | 5,000万円 |
| 岡崎市 | △△△工事 | 防水 | 2,000万円 | 7,000万円 |
| 岡崎市 | □□□工事 | 建築一式 | 4,000万円 | 11,000万円 |
| | | | | |
| <p>4,500万円以上かつ3本以上であるため、新規の岡崎市発注工事の配置予定技術者となることができない。</p> | | | | |
| <p>9,000万円以上かつ2本以上であるため、新規の岡崎市発注工事の配置予定技術者となることができない。</p> | | | | |

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係
電話 (0564) 23-6720